

産業構造審議会
知的財産政策部会特許制度小委員会
特許戦略計画関連問題ワーキンググループ

中間取りまとめ
（案）

「世界最高レベルの迅速・的確な特許審査の実現に向けて」

平成16年1月

はじめに.....	3
第1章 世界最高レベルの迅速・的確な特許審査による我が国産業の競争力強化.....	4
1．研究開発と特許との関連	4
2．迅速な特許審査の意義	8
3．審査の的確性維持の要請	9
第2章 特許審査の現状と課題	11
1．我が国の出願・審査請求の動向	11
2．特許審査の現状と課題	12
第3章 特許審査の迅速化に関する目標（最終目標：審査順番待ち期間ゼロ）	14
第4章 審査順番待ち期間ゼロに向けた総合施策の内容	15
第1節 審査処理促進に向けた取組	16
1．審査官通常定員の着実な確保	16
2．任期付審査官の大量採用（一時的な審査着手可能件数の増加策）	16
3．迅速・的確な特許審査の実現に向けた指定調査機関の在り方（指定調査機関の指定要件見直し等による新規参入の促進）	17
4．改訂審査基準の適切な運用	19
5．弁理士の貢献等.....	19
第2節 出願・審査請求構造の適正化（より適切な出願や審査請求に向けた取組）	21
1．特許関係料金体系の見直し	21
2．出願上位企業、中堅・中小企業の経営者等への協力要請（企業経営者と特許庁との意見交換会等の開催）	22
3．特許審査迅速化に向けた指定調査機関の在り方（特定の指定調査機関が作成する調査報告書を出願人が添付した場合の料金減額）	23
4．企業の先行技術調査に必要な特許関連情報の改善（後述）	25
5．弁理士の貢献	25
第3節 迅速・的確な権利付与のための基盤整備	26

1 . 迅速・的確な権利付与に必要な人材基盤に関する行政機能の強化	26
2 . 迅速・的確な権利付与に必要な情報システム基盤に関する行政機能の強化	31
第5章 今後に向けた課題	34
1 . 分割出願制度・補正制度の見直し	34
(参考) 迅速・的確な特許審査に向けた弁理士の貢献について	35

はじめに

我が国経済の現状を見ると、官民のあらゆる知恵を絞り、一刻の猶予もなく、可能な限りの政策を総動員することが必要となっている。その中で、経済再生に向けた最も有力な切り札の一つとしての知的財産政策に対する期待はとりわけ高く、昨年7月以降、わずか一年余りの間に、「知的財産戦略大綱」の策定、「知的財産基本法」の成立、「知的財産戦略本部」の発足、そして「知的財産の創造、保護及び活用に関する推進計画」(以下、「推進計画」という。)及び「特許戦略計画」の策定を見るなど、すさまじい速度と勢いで知的財産政策を巡る状況は進展してきている。そして、これらの政策の中核を担う特許庁に対する期待は、かつてない高まりを見せている。

「推進計画」の中でも大きな課題である「特許審査の迅速化」については、特許庁としての積年の課題である。しかし、これまでは迅速・的確な特許審査の実現に必要な審査体制の整備などの対応が十分とは言えなかったことから、「特許審査の迅速化」の実現が遅れてきたのも事実である。この度、去る第156回国会において「特許法等の一部を改正する法律案」(以下、「平成15年特許法等改正法案」という。)の成立により、特許関係料金体系の見直しなどを始めとした制度改革が実現したことに加え、平成16年度の定員要求で100名もの任期付審査官を要求するなど、迅速・的確な特許審査の実現に向けた環境整備は現実のものとして整いつつある。

そうした中で、この特許戦略計画関連問題ワーキンググループ(以下、「戦略WG」という。)は、産業構造審議会知的財産政策部会特許制度小委員会の下に設置され、平成15年9月から、世界最高レベルの迅速・的確な特許審査の意義について改めて議論するとともに、我が国産業の競争力強化の観点や更なる「特許審査の迅速化」に向けた課題について検討してきたところである。また、「特許戦略計画」、「推進計画」、及び「平成15年特許法等改正法案」に対する附帯決議等において検討すべきとされている項目などについても集中的に審議を行ってきた。

本中間取りまとめは、本戦略WGにおいてこれまで5回にわたり検討した、「推進計画」において次期通常国会への提出が義務づけられている、「特許審査迅速化法案(仮称)」に直接関連する課題を中心に、迅速・的確な特許審査の実現に向けた総合施策について、その結果を中間的に取りまとめたものである。

第1章 世界最高レベルの迅速・的確な特許審査による我が国産業の競争力強化

資源に乏しい我が国の産業にとって、研究開発などの創造的活動を活性化することは、競争力強化のための一つの鍵である。そのため、優れた研究成果を事業化のタイミングを逃さずに適切に権利化し、これを最大限活用することにより収益を確保し、それを研究開発に再投資していくという好循環、いわゆる「知的創造サイクル」を実現することは、我が国にとっても国家戦略の一つである。

なかでも、特許審査の迅速化は、知的財産基本法¹や同法に基づく「推進計画」²においても、大きな課題と位置づけられている。ここでは、これまでの議論を踏まえ、迅速・的確な特許審査の実現が、「知的財産立国」を目指す我が国にとって、どのような意義があるのか、特に、研究開発と特許の関連を考えながら、研究開発にとって特許とは何なのかについて、改めて考察することとしたい。

1. 研究開発と特許との関連

(1) 研究開発と特許との関連の現状

我が国民間企業は、年間、総額約11.5兆円にのぼる研究開発(2001年)を行っている³。研究開発の成果を事業化につなげる上で、成果を保護するための一つの形態として、特許出願があると考えられる。

現在の特許出願から特許査定までの過程を分析すると、年間約42万件が出願され、審査請求が約6割の約24万件である。審査最終判断がなされるものが年間約22万件であり、そのうち約51%(2002年)の約11万件について特許が付与され、

¹ 知的財産基本法第14条は、知的財産について早期に権利を確定することにより事業者が事業活動の円滑な実施を図ることができるよう、「所要の迅速かつ的確な実施を可能とする審査体制の整備その他必要な施策を講ずるものとする」と規定している。

² 「推進計画」においては、以下のとおり記載されている。

第2章 保護分野

・知的財産の保護の強化

1. 特許審査を迅速化する

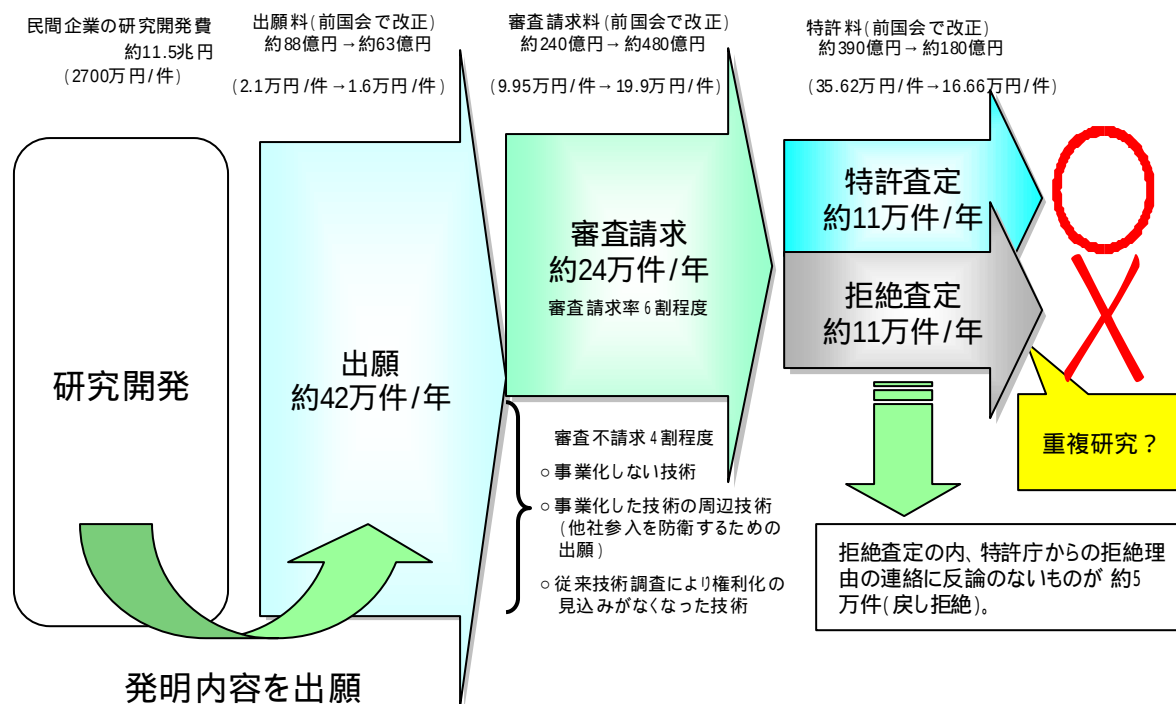
(1) 特許審査迅速化法(仮称)を制定する

熾烈な国際競争の中で企業の経営判断にスピードが求められる今日、特許審査の迅速化は、優れた発明の事業化を促し経済の活性化につなげるために不可欠である。特許審査の迅速化を図るためには、50万件に上る審査未着手案件(いわゆる滞貨)の縮減と、今後発生が見込まれる約30万件の審査請求の急増への対応が重要である。世界最高レベルの迅速・的確な審査を実現するため、審査待ち期間の短縮の目標を定め、あわせて、必要な審査官の確保、専門性を備えた審査補助職員の活用、先行技術調査の外部発注等による審査体制の整備強化、特許法等の見直し、出願人等による出願・審査請求構造の改革等の総合的対策を推進する。なお、滞貨縮減のための臨時措置として、外部人材の活用により任期付審査官を配置し、任期終了後は知的財産専門人材としての活用を図る。さらに、関係法律の改正など、特許審査の迅速化に必要な措置を包括的に定めた特許審査迅速化法案(仮称)を2004年通常国会に提出する。(経済産業省)

³ 出典：文部科学省 科学技術要覧 平成14年版(2002)

残りの約 11 万件が拒絶査定されている。

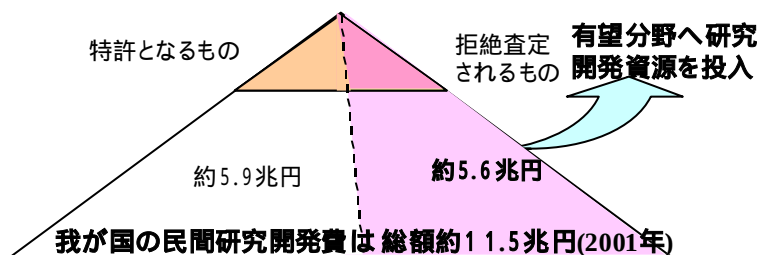
図 1：研究開発と特許（１）



○企業は、先願主義のため研究開発内容を早期に出願し、請求段階で内容を見極め

(2002年データ)

図 2：研究開発と特許（２）



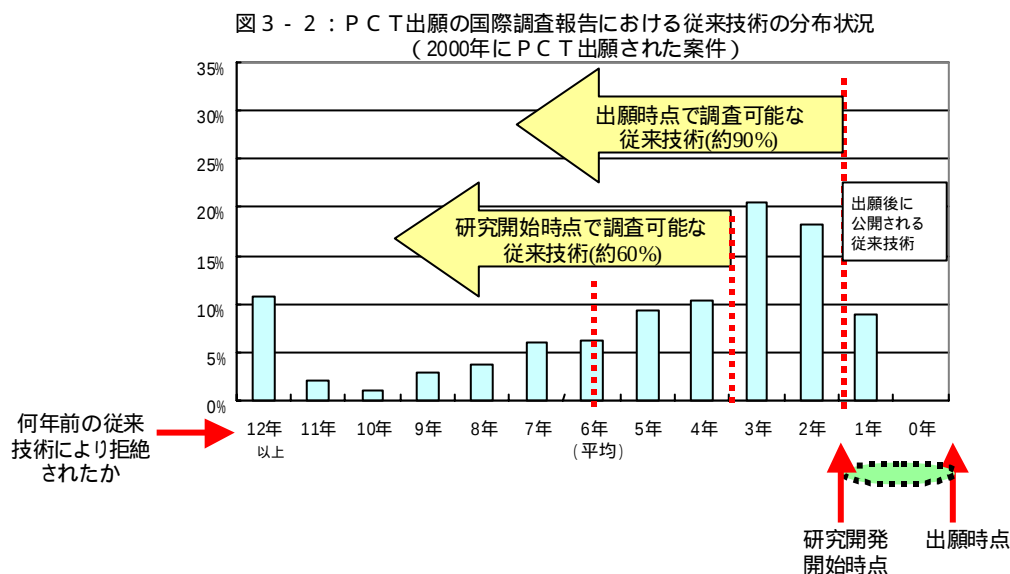
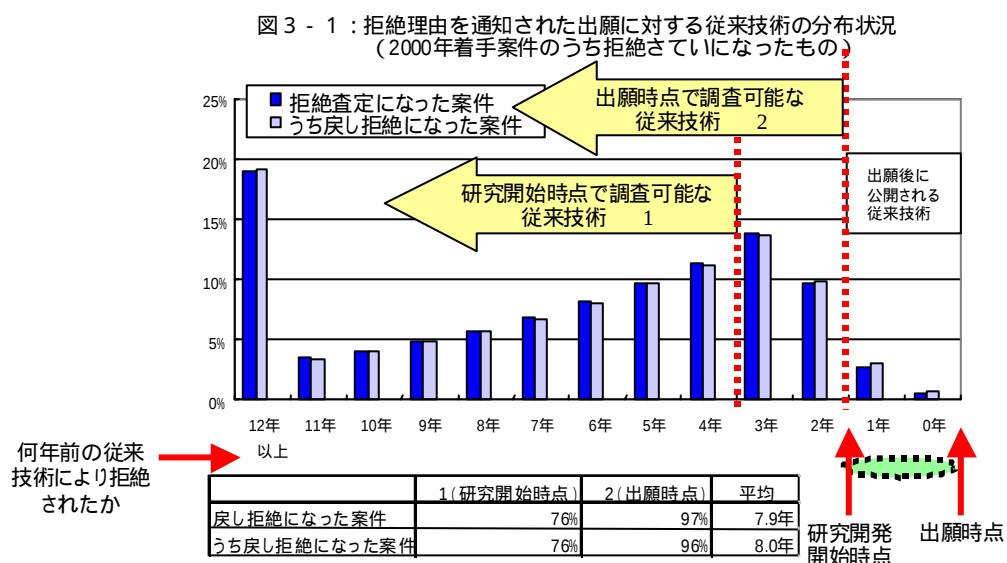
ここで、民間の研究開発費 11.5 兆円の成果から、特許出願が審査請求されたという大胆な仮定を置くとすると、研究開発の相当の部分が特許を取得することはできなかったのではないかと推測もあり得る。このことは、特許に結びつかなかった研究開発投資が重複投資や進歩性のないものとなっている可能性を類推させる。特許に結びつかなかった研究開発投資がすべて無駄であったとすることはできないにしても、このように重複している研究開発資源のなかには、特許取得に有望な分野へ転換させることにより、企業の研究開発効率が向上するものもあるのではないかと考えられる。

特に、拒絶されている出願の約半数の約 5 万件が、特許庁からの拒絶理由通知に何ら反論のないもの（戻し拒絶）となっており、この約 5 万件分の研究開発資源の

中には、企業としても研究開発効率に関して改善すべきものが含まれている可能性が高いと考えられる。

(2) 拒絶理由に用いられた従来技術の分析

特許庁として、拒絶査定された案件の拒絶理由について、引用された従来技術が何年前の技術であるかを分析してみると、平均で出願の8年前の従来技術であるとの結果を得た。さらに、出願時点では、従来技術のうち96%が調査できる可能性があり、また、研究期間を1年半とすると研究開始時点では、従来技術のうち76%が調査できる可能性があるとの分析結果を得た。なお、戻し拒絶になった案件についてもほぼ同様の結果となった(図3-1参照)。



また、特許協力条約(Patent Cooperation Treaty: PCT 条約)に基づく国際特許出願(PCT 出願)についても同様の分析を行ったところ、国内出願に比べて、出願から2-3年前の従来技術が国際調査報告に多く提示されており、平均で出願の6年前

の従来技術であるとの結果を得た。さらに、出願時点では、従来技術の 90% が調査できる可能性があり、また、研究期間を 1 年半とすると研究開始時点では、従来技術の 60% は調査可能との結果を得た（図 3 - 2 参照）。

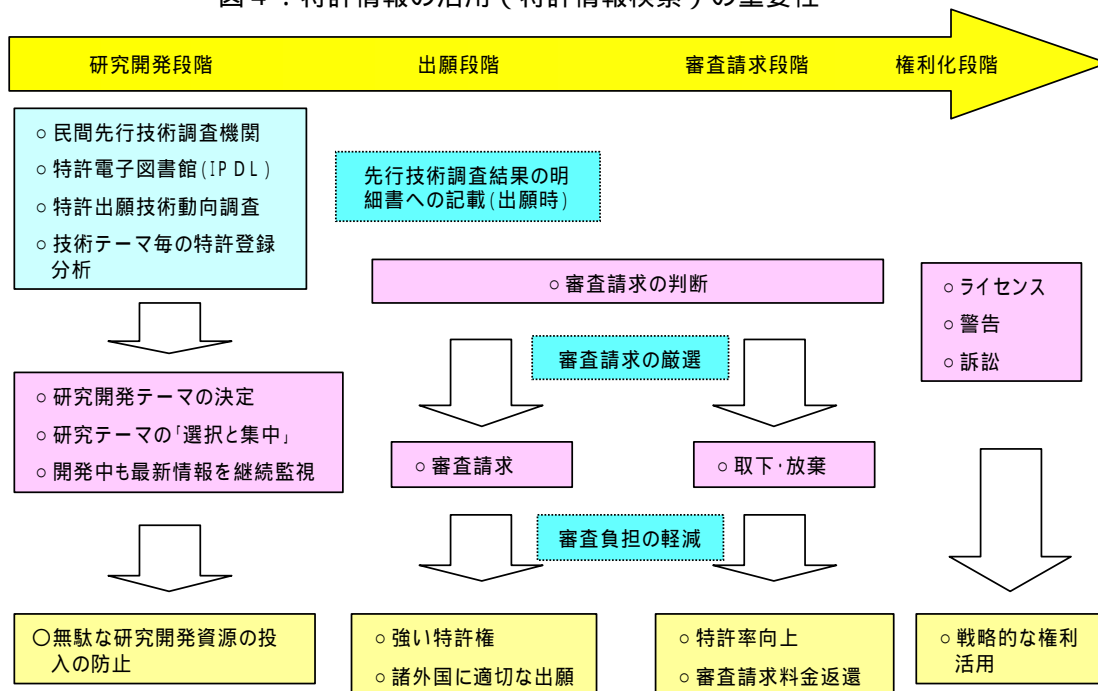
これらの分析により、国内出願は、PCT 出願（海外での権利取得を念頭においている出願）に比べて、研究開発時点では、従来技術が調査できる可能性が 16% 程度高くなっており、国内出願の方が（戻し拒絶された案件であるか否かに関わらず）PCT 出願に比べて他社の特許出願などの従来技術についての調査をする余地があると推測される。これは、PCT 出願の方が、比較的先進的な企業の重要なコア技術を出願しているために、最近の従来技術により拒絶されているのではないかと考察される。

なお、このような拒絶理由に用いられた従来技術の分析は、企業の知財活動の数値的指標として安易に使用すべきものではない。業種・業態により当該従来技術の分布が異なることに留意しつつ、同業種内での企業間の知財活動の比較や、企業内の部門毎の比較などに活用が有効と考えられる。また、従来技術に近い研究開発を実施した場合にも、進歩性のある発明であれば、従来の常識を覆すような成果が得られる可能性があることにも留意する必要がある。

（３）十分な先行技術調査の必要性

以上のような状況下で、企業の研究開発成果を特許権で保護する際の効率を改善させるためには、調査の費用対効果に留意しつつも、研究開発段階から、出願段階、審査請求段階において、従来技術の十分な調査を促進することが必要である。

図 4：特許情報の活用（特許情報検索）の重要性



２．迅速な特許審査の意義

（１）特許審査結果の研究開発への影響

研究開発の成果を保護するための形態の一つが、特許出願であり、特許権の取得であることは前述のとおりである。他方、特許審査の結果は、当該研究開発成果の有効性についても一定の判断を下したことになるものである。

仮に、現在２４ヶ月を要している特許審査の順番待ち期間が短縮され、審査請求に対して速やかに審査結果を示せる水準まで特許審査の迅速化が進展すれば、特許庁による特許性の判断が研究開発の現場にフィードバックされることとなり、当該研究開発の方向性の変更や他の分野への研究開発資源の変更を通じ、研究開発における無駄を少なくし、いわゆる「研究開発の生産性の向上」に寄与することが可能となると考えられる。

こうしたことから、特許審査を迅速化することは、研究開発の効率の向上に相当程度貢献するものであり、結果として産業の競争力強化に資するものと考えられる。

（２）研究開発競争の活性化

特許審査が迅速化し、研究開発成果の権利としての早期確定が可能となれば、企業間の技術成果について独占実施による利益を早期に確保できるとともに、ライセンス交渉が一層活性化する環境を提供することになる。また、特許審査の迅速化は、企業による特許権の事業への活用を促進することとなり、企業が様々な形で熾烈な研究開発競争を繰り広げる中で、結果として、研究開発と特許との関係を密接不可分にすることとなると推測される。

また、企業間の研究開発競争では、様々なライセンス契約などにより、研究開発や生産時の知的財産侵害を回避し、企業活動の自由度の確保、他社からの収益の獲得などの事業活動を実施している。こうした特許などの活用が活発に行われることにより、知的創造サイクルの好循環が機能することとなり、企業の創造活動の活性化につながるものと考えられる。

加えて、新規事業の立ち上げの際には、通常当該分野の特許情報を分析することとなるが、特に、中小・ベンチャー企業の場合には、他社が権利化していない分野において権利を取得し、権利の譲渡や専用実施権の設定など、当該権利の活用により事業を実施し、収益を得ることが重要である。また、中小・ベンチャー企業の場合には、権利に基づいて資金を調達し、事業化を図ることも必要な場合もある。つまり、中小・ベンチャー企業等にとって、特許出願の早期権利化は、他社出願に関する権利の帰趨の早期判明や事業化に向けた資金調達の手段などの観点からも重要である。

こうしたことから、特許審査の迅速化は、特許権の獲得に向けた質の高い研究開発の競争をより活性化し、結果として産業競争力の強化にも資することが期待される。

(3) 国際的な審査協力の実現

近年、国際的に特許出願が増加し、特許審査のワークロード増加が、世界共通の問題となっており、国際的な審査協力の実現が必要となっている。このような状況を背景として、本年 11 月に日米欧の三極特許庁長官会合において、他庁が行った先行技術調査の結果を利用することにより、審査負担軽減効果があることが確認され、先行技術調査結果の交換をネットワークを通じて効率的に行えるよう、三庁が協力して情報システムを開発することとなったところである。

しかしながら、我が国の特許審査が他庁に比べて遅れていると、我が国の審査結果が他庁において有効活用されず、国際的な特許審査のワークロード軽減が図られないため、国際的な早期権利取得に支障を来すことになりかねない。また、日本の技術文献を適切に調査できる唯一の機関である我が国特許庁の審査が遅れていると、我が国の研究開発情報が他庁における特許審査に有効活用されず、無効理由を含んだ権利が発生して我が国出願人の国際的な経済活動に支障を来すとも考えられる。

我が国の特許審査を迅速化すれば、その結果を早期に国際的に発信していくことができ、今後、我が国が他国特許庁とともに国際的な審査協力を推進し、我が国の研究開発成果を国際的に早期かつ適切に権利化していくことが可能となる。また、他庁における審査に我が国の審査結果をフィードバックする等により、日本語文献についての調査を経た質の高い権利を国際的に発生させることも可能となる。

3 . 審査の的確性維持の要請

上述のとおり、特許審査の結果は、研究開発の有効性についての一つの判断指標として研究開発の現場にフィードバックされ、必要に応じて研究開発の方向性が見直され、重複研究等が排除されることにより、研究開発の効率性の向上に大きく貢献することが期待されるものであるが、特許審査の結果が研究者によって有効活用されるためには、当然、特許審査が研究者から信頼される的確なものでなければならない。

また、特許審査の的確性が低下して、既に世の中に知られている技術や、技術者が簡単に思いつく技術（当たり前技術）に対して特許権が付与されると、本来パブリックドメインであるはずの技術が特定の企業等に独占されてしまい、研究開発活動はおろか、通常の事業活動さえ阻害されるおそれがある。

さらに、ベンチャー企業等が特許権に基づいて資金を調達し、事業化を図ろうとする場合にも、取得した特許権が、的確性を欠く質の低い特許審査による不安定な権利であれば、資金調達が困難となる他、事業化しても事業の独占による十分な利益を得られず、更に、権利行使する場合に自ら権利の有効性について細心の注意を払うことが求められる等、特許権に基づいて安心して特許発明の事業化を行うことができない状況が生じることとなる。質の低い特許審査によって権利の無効や権利範囲の変動が頻繁に生じ得る状況は、他社権利の帰趨の見極めを困難なものとし、ベンチャー企業等の新規分野への参入自体を抑制することにもなりかねない。加えて、国際的な特許審査のワークロード軽減に向けた特許審査の国際協力の実現にお

いても、我が国の特許審査が他国の特許庁に信頼される質の高いものであることが大前提である。

以上のとおり、「知的財産立国」を実現するに当たり、後に無効審判や裁判などによって容易に審査結果が覆ることのない安定した特許権を生み出すべく、特許審査の的確性を担保することは、迅速化とともに必要不可欠である。

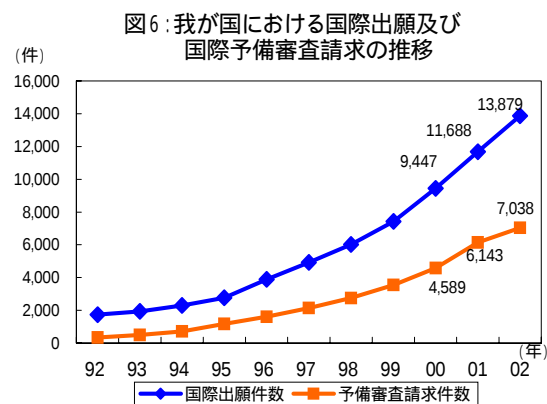
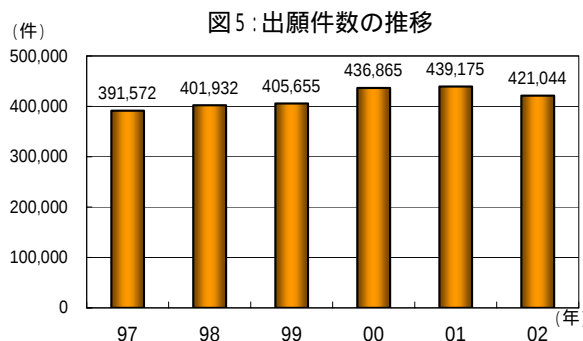
第2章 特許審査の現状と課題

1. 我が国の出願・審査請求の動向

(1) 特許出願の動向

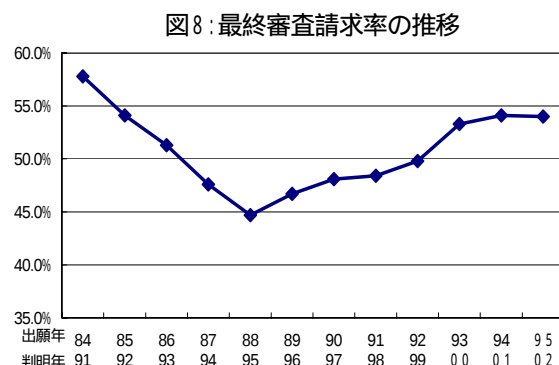
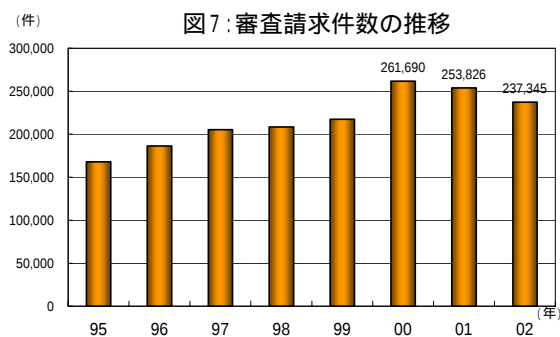
我が国の特許出願件数は、1997年から2001年の5年間に平均2.9%の割合で増加した。その後も高い水準で推移している。

また、企業活動のグローバル化等により、PCT出願が急激に増加しており、今後とも増加傾向が続くと予想される。



(2) 審査請求の動向

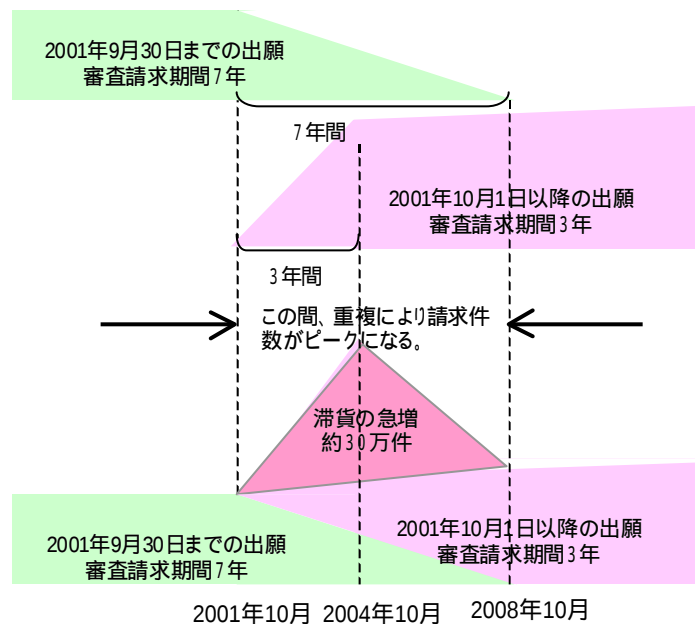
我が国の審査請求件数は、ここ数年出願件数の伸びを大きく上回る割合で増加している。これは、ある特定の年に行われた出願全件のうち、最終的に審査請求される出願の比率(以下「最終審査請求率」という。)が継続的に上昇しているためである。特に、1995年以降の6年間で、最終審査請求率は、約10%も上昇している。



また、平成11年の特許法改正により出願から7年であった審査請求期間が3年に短縮されたことに伴い、今後、2004年から2008年の5年間にわたって、一時的に審査請求件数が急増することが予想されている。2000年から審査請求

件数が、25万件前後と高いレベルで推移していることも、上記法改正による審査請求の急増分の一部前倒しが行われていると見ることができる。

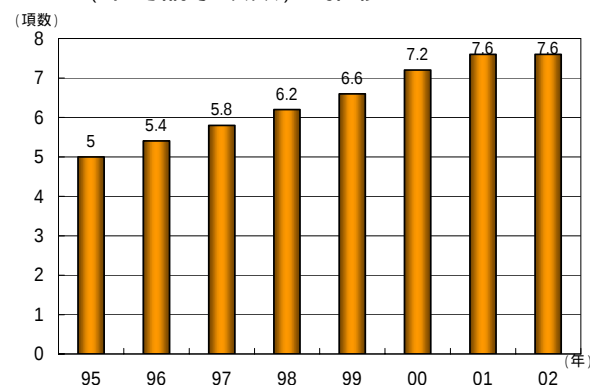
図9：今後滞貨が現在50万件から80万件へ増大のイメージ



2．特許審査の現状と課題

技術革新の進展に伴い、特許出願の内容も高度化・複雑化している。また、戦略的に特許を取得するために、出願人が明細書に記載した技術をもとに精緻に権利範囲を設定する傾向を反映し、特許出願1件あたりに含まれる発明の数（請求項数）は一貫して増加している。

図10：一出願に含まれる平均的な発明の数
（平均請求項数）の推移

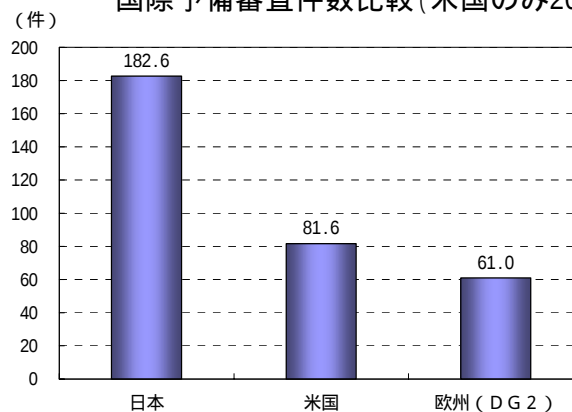


更に、近年急増しているPCT出願に関連する国際調査報告や国際予備審査報告の作成については、企業の事業戦略上、重要であると考えられることに加え、報告書の作成期限や諸外国の文献も含めた調査範囲が条約で定められているため、優先的に取り扱う必要がある。このため、特許審査官のPCT出願関連業務の負担が増

大しており、結果として国内出願の関連業務に充てることができる割合は減少する傾向にある。

特許庁では審査業務の効率化に向け、先行技術調査の外部発注（アウトソーシング）や情報システムを利用したペーパーレスシステムの導入等の抜本的な対策を講じており、この結果、審査官一人当たり、欧米の特許審査官の2～3倍の案件の審査を行っており、少ない人員による効率的な審査を実現している。

図11：2001年の一人当たりの最終審査 +
国際予備審査件数比較（米国のみ2001年度）



しかしながら、近年の審査請求件数の著しい増加に対応して、審査請求件数と審査着手可能件数の不均衡が生じている。この3年間でみた場合、その不均衡は、審査請求件数が7万1千件（2000年）、5万8千件（2001年）、2万2千件（2002年）と大幅に上回っており、その結果、滞貨の増大と審査順番待ち期間の長期化が生じている。

図12：審査請求件数と一次審査件数の推移

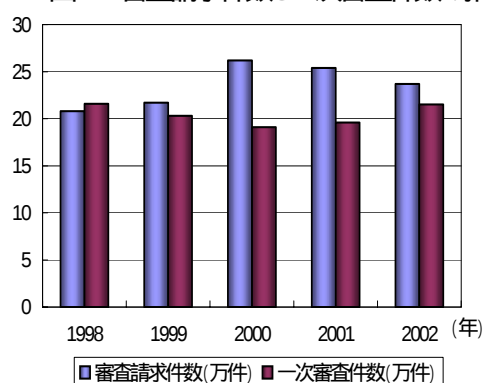
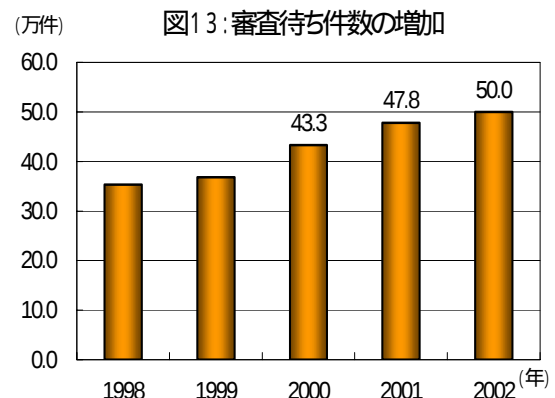


図13：審査待ち件数の増加



さらに、審査請求期間の短縮により、今後数年にわたって審査請求件数が急増し、滞貨は約30万件程度増加し、審査順番待ち期間の一層の長期化が見込まれている。

こうした状況を踏まえると、中長期の対策として審査請求件数と審査着手可能件数の不均衡を解消するとともに、既存の滞貨（約50万件）と過渡的な審査請求件数の増加に伴い追加的に発生すると予想される滞貨（約30万件）を解消するための特別措置を講ずることが必要である。

第3章 特許審査の迅速化に関する目標（最終目標：審査順番待ち期間ゼロ）

本年7月の「特許戦略計画」や「推進計画」においては、世界最高レベルの迅速・的確な特許審査の実現を知的財産立国に向けた我が国の国家目標として掲げ、その実現に向けた総合的な対策を講じることを定めている。

欧米特許庁の一次審査着手(FA)の迅速化に関する目標については、米国は、出願から14.7ヶ月以内での一次審査を目標としている。これは、出願後18ヶ月の公開時までには、一次審査の結果を出すことを意味しており、出願人にとっては研究開発へのフィードバック、その後の内外での権利化や事業化へ向けた手続き続行の判断を可能とするだけでなく、第三者の、当該出願の権利化の可否等及び関連研究の続行及び事業化の判断にも資することになる。また、ヨーロッパ特許庁(EPO)は、サーチ前置制度を導入しているので、出願後18ヶ月の公開時までには、全件サーチレポートを作成することをまず目標としており、出願人がその結果を研究開発にフィードバックできるとともに、その後のグローバルな権利化に向けた手続き続行の判断を可能としている。

一方、我が国は、審査請求制度（出願から3年以内）を採用しており、出願人は出願された発明の事業化のタイミング等を考慮し、審査請求をするのであるから、本来ならば審査請求後、できる限り速やかに審査着手するのが適時（タイムリー）な権利化のための審査と考えられる。

このように、欧米に比べ、制度的に出願から審査着手までが最も長くなる可能性のある、我が国の3年以内という請求制度及び今後の国際的な審査協力の要請の高まりを考慮すると、より一層迅速・的確な特許審査の実現は、重複研究の排除など研究開発効率の向上、国内技術開発競争の促進、及び国際的な審査協力等を通じた我が国産業界の国際競争力に資することから、現行の「推進計画」に掲げられた、世界最高レベルの迅速・的確な審査の最終目標として、滞貨を一掃し、審査の順番待ち期間を限りなくゼロに近づける、いわゆる「審査順番待ち期間ゼロ」とすることが必要である。

そのため、特許庁においては、上記最終目標（審査順番待ち期間をゼロとする目標）の実現に向けた審査体制の整備・強化や業務の効率化、更には必要な制度改正や環境整備等を着実に進めるため、審査順番待ち期間短縮の中期・長期の目標を定めるとともに、これらの目標を達成するための毎年度の実施計画を策定し、関係府省の協力を得つつ必要な法律改正や予算・増員等の措置を行うことが必要である。

第4章 審査順番待ち期間ゼロに向けた総合施策の内容

世界最高レベルの迅速・的確な特許審査の実現に向けたこれまでの取組としては、特許関係料金の見直し（平成15年法改正）、審査体制の整備、出願上位企業の経営者との意見交換を通じた協力要請などを行ってきた。

審査順番待ち期間ゼロに向けたより一層の特許審査の迅速化に向けては、現在50万件に上る滞貨に審査請求期間の短縮により今後発生する30万件を加えた、合計80万件もの滞貨をできるだけ早期に一掃するために、任期付審査官の大量採用を始め、指定調査機関への民間参入の促進によるアウトソーシング拡充及び出願人の先行技術調査に向けた環境整備、実用新案制度の魅力の向上、弁理士の貢献など、あらゆる諸施策を総合的に推進することが必要である。

これらの総合施策について、出願・審査請求構造の適正化（より適切な出願や審査請求に向けた取組）、審査処理の促進のための措置、及び特許審査迅速化に必要な基盤整備・強化のための措置としてまとめると以下のとおりである。

なお、総合施策のうち、法律の手当が必要なものについては、次期通常国会において特許審査迅速化法案（仮称）として提出を予定している。

第 1 節 審査処理促進に向けた取組

1 . 審査官通常定員の着実な確保

第 2 章において述べたように、我が国の特許出願件数、審査請求件数は、いずれも高い水準で推移し、特許出願の内容についても高度化・複雑化しており、さらに、PCT 出願の件数も近年著しい増加をみせる等、特許庁における審査負担は増加の一途をたどっている。

個々の出願について特許を付与すべきか否を判断するのは特許審査官であるから、このような状況において、迅速・的確な特許審査を実現するためには、まずは中長期にわたり審査請求件数と審査着手可能件数の不均衡を解消するための、特許審査官の増員が不可欠である。このため、国家公務員の定員削減が進められる厳しい状況の中、必要な特許審査官の定員確保に努める必要がある。

表 1 : 主要国における審査体制整備計画

	米国	欧州	韓国	(参考)日本
審査官数(現状)	3538人(2002年)	2917人(2001年)	453人(2003年5月)	1105人(2002年)
採用計画・実績	6年間(2003-2008年)で 3300人採用予定	2002年には新たに 440人採用	6年間(2002-2007年)で 500人増員予定	2003年度 34名増員

注) システムの電子化状況や先行技術調査のアウトソーシングの状況など審査の的確迅速化に向けた各国の取組には差異が存在する。

出典：米国（審査官数：年報 2002 年、採用計画：21 世紀戦略プラン）

欧州（審査官数：年報 2001 年、採用実績：オフィスジャーナル 2003 年 2 月号）

韓国（審査官数：K I P O から聴取、採用計画：大統領公約を踏まえた 2003 年業務推進計画）

2 . 任期付審査官の大量採用（一時的な審査着手可能件数の増加策）

迅速・的確な審査を実現するためには、出願の特許性を最終的に判断する特許審査官の増員が必要である。審査体制の整備により、審査請求件数と均衡する審査着手可能件数を確保できれば、特許審査順番待ち期間の長期化は抑制できるが、特許審査の現状では、現在 50 万件が今後 80 万件程度にまで拡大すると見込まれる中で、この滞貨の解消が特許審査順番待ち期間の短縮に向けて極めて重要な課題である。

このため、滞貨一掃に向けた臨時措置として、任期付任用による専門性の高い外部人材（任期付審査官（任期 5 年 + 5 年））を 5 年間にわたり 100 名程度、合計 5

00名程度を採用することにより、臨時的な審査着手可能件数の向上を図ることが、特許審査順番待ち期間ゼロに向けた重要な施策の一つである。

特許庁においては、関係省庁の協力を得て任期付審査官の必要な定員を確保するとともに、研究開発や知的財産関係業務に一定の経験を有し、迅速・的確な審査に資する、優秀な人材の採用を進めるべきである。

3．迅速・的確な特許審査の実現に向けた指定調査機関の在り方（指定調査機関の指定要件見直し等による新規参入の促進）

迅速・的確な特許審査の実現に向けて、調査業務の一層の効率化・品質向上が求められている中で、審査請求期間短縮による審査請求件数の一時的な急増に対応するためには、調査業務を行う指定調査機関の一層の規模拡大が緊急の課題である。

（１）指定調査機関におけるサーチ外注の一層の効率化及び質的向上

外部の人材を有効に活用して特許審査の効率化を図る観点から、「工業所有権に関する手続等の特例に関する法律」（特例法）は、特許庁が予め指定とした指定調査機関に対し、特許出願の審査に必要な先行技術調査業務などを行わせることができる旨を定めている（サーチ外注）。また、中立性を確保するために当該指定調査機関には公益法人要件を課している⁴。

この先行技術調査の結果は、審査官が特許性の判断を行う際の基礎となるものであり、高度な質と中立性が求められるとともに、厳格な情報管理も求められる。したがって、同法においては、指定調査機関の指定に当たっては、調査業務の技術水準を問うとともに、その職員等に対して特許庁職員と同等の秘密保持義務を課している。

さらに近年では、従来行われてきた調査結果を報告書にまとめて特許庁に提出する形式の業務提供（納品型外注）から、報告書の提出に際して調査を担当した指定調査機関の職員（サーチャー）が調査結果を審査官に直接口頭で説明するとともに、審査官のサーチノウハウをフィードバックできる形式の業務提供（対話型外注）への転換を図るなど工夫を進めている。

今後、サーチ外注の効率化及び質的向上が求められる中で、納品型から対話型への移行を積極的に進める必要がある。

（２）指定調査機関の指定要件の見直し等による新規参入の促進

また、調査業務の一層の効率化を進めるとともに、優秀なサーチャーをより多方面から確保して調査業務の一層の拡充を図るためには、指定調査機関の指定要件を

⁴ 現在、指定調査機関として実際に業務を行っているのは、財団法人工業所有権協力センター（ＩＰＣＣ）のみである。

見直すことにより指定調査機関の対象の裾野を広げることが必要である。

このような認識の下、「推進計画」、「特許戦略計画」及び先の通常国会における特許法改正の審議においての指摘⁵を踏まえ、審査処理促進の観点から、以下のとおり指定調査機関の在り方を見直すべきである。

現在、特例法に規定されている指定調査機関の指定基準のうち公益法人要件については、高度な質と中立性や厳格な情報管理（指定調査機関の職員等に対する厳しい守秘義務を含む。）を要件としていれば、調査業務の効率的かつ的確な実施において必ずしも必須の要件ではないと考えられる。したがって、公益法人要件を撤廃し、このことにより指定調査機関への新規参入を促進することが適当である。

公益法人要件の撤廃は、公益法人以外の調査機関（例えば、株式会社）が指定調査機関として新たに指定される可能性に道を開くものである。このことは、指定調査機関の対象の裾野を拡大する（特に、東京で人材の確保が困難となっている技術分野において人材を他の地域に求める可能性を拡大する）ものとして、それ自体、適切な制度の見直しであると思われる。同時に、民間企業を含む指定調査機関の複数化の結果として、機関間に競争的環境が生まれることになり、そのことがサーチ外注業務の効率と品質の向上をもたらすことが期待される。

しかし、指定調査機関の複数化は、他方で、審査官によるサーチャーに対する指示負担の重複の結果として、審査処理効率を落す危険性を秘めていることを見落としてはならない。そうしたことがないように、新規に参入する指定調査機関のサーチャーに対する実地研修（特に、担当分野のサーチノウハウ等の研修）のあり方に関し、更なる検討を早急に進めることが求められる（後述参照）。

また、民間企業の新規参入は、本WGでも指摘されたように、その中立性や情報管理等について、出願人等が漠然とした懸念を抱くおそれがないとは言えない。したがって、今後の指定要件の見直し（新しい指定要件の作成）にあたっては、出願人等にそうした懸念が生じることがないように、民間企業の指定調査機関にも公益法人に課せられているのと同様の高度の情報管理義務を課すこととすると同時に、そのことを出願人等制度の利用者に対して目に見えるように示しておくことが求められる。

なお、調査業務は高度の知識と一定の経験を必要とするところ、こうした要件を備えた所定の数の専門人材を自ら育成し、その上で調査業務に新規参入するということは、相当のコストとリスクを要するビジネスであるから、指定調査機関の複数化と調査業務の量的・質的拡充に当たっては、公益法人要件の撤廃を行うとともに、

⁵ 「推進計画」は、より迅速かつ的確な特許審査を実現しつつ、更なる効率化を進める観点から、指定調査機関への新規参入の環境整備、指定調査機関が出願人等の依頼に基づいて先行技術調査を行う制度、申請者への先行技術調査を義務づける制度、の可否等について検討すべきとしている。

また、「特許戦略計画」においても、「先行技術調査を受託することができる指定調査機関となるための要件の見直し」、及び「先行技術調査機関が行う調査結果を踏まえて、出願人が審査請求をする前にその要否を判断することができる制度や、一定要件を満たした先行技術調査結果を添付して審査請求を行った場合審査請求料を減額する制度」等について検討すべきとしている。

さらに、先の通常国会における特許法改正の審議においても、出願人による先行技術調査の充実を図るため、例えば、出願人が審査請求前に調査報告書入手できる制度や、十分な先行技術調査を伴っている場合には審査請求料を減額する制度等も含めた所要の対策について検討すべき旨の附帯決議がなされている。

これまでの IPCC をパートナーとする調査業務の実施で培われた経験を活かしつつ、調査業務を担う意欲のある調査機関とその人材の育成を積極的に行うことが必要である。このような取組も特許庁全体の人材育成の中で重要な位置付けを与えるべきである（この点についても後述参照）。

4．改訂審査基準の適切な運用

特許庁は、2003年に、補正が適法なものかどうかの判断基準（新規事項）に関する審査基準、「特許請求の範囲」の記載と「発明の詳細な説明」の記載との対応関係に関する審査基準、一出願に含めることができる発明の範囲（発明の単一性の要件）に関する審査基準等の改訂を行った。これらの改訂は、補正の理由について、出願人が説明負担を負うことを明示したこと、不必要な先行技術調査を行わなくてよいようにしたこと、一出願当たりの審査官の先行技術調査負担を適正化したこと等により、審査の迅速化に資するものである。これらの改訂審査基準が適切に運用されるよう、改訂審査基準について民間団体や日本弁理士会等の協力も得つつ情報提供に一層努めるとともに、これらの基準の下で適正な審査が行われるように努めるべきである。

5．弁理士の貢献等

世界最高レベルの迅速・的確な特許審査の実現においては、特許庁、出願人と並び、弁理士の果たす役割はきわめて重要である。

特に、特許庁との手続きの代理は、弁理士の中核的な業務であり、審査の迅速性・的確性に与える影響が非常に大きいことから、迅速・的確な審査の実現に向けて弁理士の出願人代理人としての貢献に高い期待が寄せられている。

（１）明細書の充実・適正化

明細書及び特許請求の範囲（以下「明細書等」という。）は、権利書及び技術文献としてきわめて重要な意義を有することはもちろん、その記載が不適切である場合には、審査官による明細書等の内容の円滑な理解に支障を来し、無駄な手続きを生じさせるなど、迅速・的確な審査に直接影響を及ぼすものである。

明細書等の簡潔性・明確性・的確性等の担保は、弁理士の基本的な責務であるが、このような簡潔性、明瞭性等は、従来技術との対比説明とあわせて、特に弁理士としての能力に大きく依存する項目である。このため、迅速な審査へ向けて弁理士の自己研鑽等による技術レベルや明細書作成能力等の更なる向上が期待される。

とりわけ外国からの出願については、明細書記載要件等の特許制度の相違、日本語への翻訳作業、言語の相違による代理人・出願人間の意思疎通の困難性等を背景に、国内出願に比べて明細書記載内容が不明瞭な場合が少なくない。そのため、外国からの出願につき、弁理士には、その技術的・法律的専門性を生かして内容を検

討し、出願人の意向を踏まえつつ、日本の制度・運用に整合する明細書を作成することが期待される。特許協力条約に基づく国際特許出願については、基本的に逐語訳の提出が求められるが、日本の制度・運用のもとで実体要件を欠くと考えられるものは、審査着手までに自発的に補正等を行う等により、迅速な審査に協力することが期待される。また、誤訳等原文に起因しない事項に関する拒絶理由通知については、弁理士のみで対応することにより迅速な審査に貢献することが期待される。

(2) 審査官とのコミュニケーション

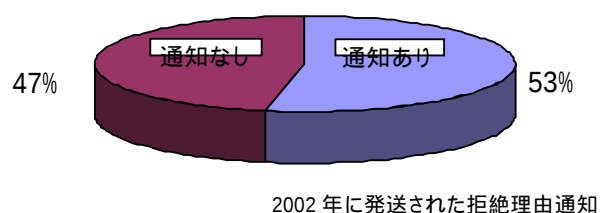
また、弁理士と審査官との意思疎通の向上、信頼感の醸成が、迅速・的確な審査に資することは論をまたず、弁理士は、審査官からの技術説明、面接、各種資料提出等の要請に対して積極的に対応する等により、両者が相互に協力して審査の的確性・迅速性の向上に貢献することが強く求められている。

(3) 担当弁理士の明確化

大企業や大手特許事務所からの出願の中には、知的財産管理責任者や代表者のみが代理人として記載されていることが少なくない。このため、審査官が明細書等の記載内容の確認や面接の要請等を行う際、内容に応じたきめ細かい審査を行うための直接のカウンターパートとなる代理人弁理士が不明な場合で、円滑な意思疎通に弊害が生じる場合があった。

そのため、複数代理人が選任されている場合には、各出願毎にその担当弁理士を明記し、審査官からの面接等の要請は、担当弁理士が責任を持って対応することなどにより、審査官と代理人弁理士との円滑で実質的な意思疎通を向上させるべきである。

図14：一回目の拒絶理由通知における記載不備の通知(外国出願人)



第2節 出願・審査請求構造の適正化（より適切な出願や審査請求に向けた取組）

1．特許関係料金体系の見直し

（1）出願料・審査請求料・特許料の見直し

今般成立した平成15年の特許法改正により、平成16年4月以降、出願促進の観点から、出願料は、現行の2万1千円から1万6千円に減額され、審査請求料は、平均的出願（請求項7.6項）において約10万円であったところ、2倍の約20万円に引き上げられ、また、特許料については、平均的出願（請求項7.6項、権利維持期間9年）において、約36万円であったところ、約半額の16万円程度に引き下げられる。このように、出願一件当たりの出願料と特許料の引き下げ額の合計を、審査請求料の引き上げ額を上回るように設定することにより、出願一件につき出願から特許取得、権利維持に要する総費用は、現行に比べ10万円程度引き下げられることになる。

表2：平均的出願（請求項数7.6項、維持期間9年）における新旧料金比較

	出願料	審査請求料	特許料	合計
現行料金（旧料金）	2.10 万円	9.95 万円	35.62 万円	47.67 万円
改定料金（新料金）	1.60 万円	19.90 万円	16.66 万円	38.16 万円

2001 年出願の平均値

今回の料金改定により、特許率の高い出願人、すなわち、特許性の高い出願に重点化して審査請求を行って特許を取得する出願人ほど、出願から特許取得、権利維持に要する総費用が軽減される料金体系となる。このため、各企業の知的財産管理を充実させ、適正な審査請求を促すことが期待される。各企業にとって、無駄のない適正な審査請求を行って知的財産管理コストを削減することができるとともに、我が国全体としても、産業競争力の強化につながる重要な特許がより多く、より速やかに取得されることが期待される。

上述のような料金体系見直しの施策効果が施行後速やかに得られるよう、来年4月の制度施行に向けて、ユーザーに対して十分に広報を行うべきである。

（2）審査請求料一部返還制度の導入

審査順番待ち期間が約24ヶ月となっている状況の下、この待ち期間中に権利取得の必要性がなくなった出願等について取下げを行った場合に、審査請求料の一部（2分の1）を返還する制度を導入した。このことにより、権利取得が不要となった出願に対する出願人の費用負担が低減されるとともに、真に権利取得を必要とする特許出願のみが審査されることとなり、全体として迅速・的確な審査の実現に資

することが期待される。

(3) 中小企業等への対応

新たな料金体系は適正な審査請求を行うすべての出願人にとって中長期的にみて有利なものとなるが、短期的には、審査請求料の引上げが、資金が潤沢でない中小企業等にとって負担となる可能性がある。このため、平成 15 年の法令改正により、現在の特許法及び産業技術力強化法に基づく減額措置の対象を大幅に拡大したところである⁶。加えて、これらの支援措置を含めた中小企業等に講じられる特許庁の各種支援策について、中小企業等に対してこれまでも積極的な広報活動を行っているが、さらに一層の努力を続けることにより、これまで以上に中小企業等への支援策の周知徹底を図り、その利用を高めていくべきである。

さらに、現在、中小企業の先行技術調査に関して、特許庁の委託により無料化している制度については、委託先を広く募集拡大することにより、効率性を向上させる(中小企業等特許先行技術調査支援事業(平成 16 年度予算要求中))等、中小企業等に対する支援措置の拡充を図るべきである。

2 . 企業における戦略的知的財産管理の確立(企業経営者と特許庁との意見交換会等を通じた協力要請)

特許庁としては、様々な機会を利用して、企業経営者や実務家レベルに対して、経営戦略、特に企業の競争力の原点たる研究開発の効率性の観点から、具体的な特許出願・審査請求などの企業活動の情報を提示しながら、企業の研究開発段階における特許情報の有効活用の重要性、事業戦略と研究開発戦略と知的財産戦略の三位一体の経営戦略の重要性、などについて意見交換を実施し、企業の意識改革を促すことを始めている(本年 7 月以降、既に約 150 社(うち出願上位企業の経営者レベル 19 社、中堅・中小企業 44 社)を訪問済み。)。今後とも、特に出願上位企業の経営者に対しては、出願・審査請求構造の適正化について協力要請を行う必要がある。

また、自らの組織内に十分な知的財産専門スタッフを有しない中小企業や大学等における戦略的な知的財産の取得・管理については、弁理士の貢献が期待されることから、中小企業等への知財戦略への指導についても、日本弁理士会を通じ、全弁理士に対して協力を要請している。

⁶ 今回の減免措置の対象拡大の概要は以下のとおり。

特許法における減免対象である「資力に乏しい法人」の要件のうち「設立 5 年以内」を「設立 10 年以内」に拡大。

産業技術力強化法における減免対象である「産業技術力の強化を図るために必要な者」の要件について、従来「試験研究費等比率が総収入額の 3 % 超」の中小企業等のみであったところ、以下に示す中小企業支援三法における認定事業等に関連した出願を行う中小企業等を、新たに減免対象として追加。

- ・ 中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法の認定事業
- ・ 新事業創出促進法に基づく中小企業技術革新制度(SBIR)の補助金等交付事業
- ・ 中小企業経営革新支援法の承認計画に係る研究開発事業

なお、企業における知的財産戦略の立案に有効な情報として、特許庁が保有している出願人別（産業別、企業別など）の特許率、先行技術文献開示の動向、記載不備率等のデータについて、政府における情報公開に関する規定にも留意しつつ、積極的な活用を図るべきである。

3．特許審査迅速化に向けた指定調査機関の在り方（特定の指定調査機関が作成する調査報告書を出願人が添付した場合の料金減額）

（１）出願人による指定調査機関の活用と審査請求料の減額

出願人が指定調査機関のサーチレポートを自ら審査請求前に入手し、権利化の見通しを立てて審査請求を行うことは、出願人のより適切な審査請求につながると同時に、特許庁の調査業務にも資するものである。

このような認識の下、「推進計画」、「特許戦略計画」及び先の通常国会における特許法改正の際の附帯決議⁷を踏まえ、出願・審査請求構造の適正化と審査処理の効率的推進の観点から、指定調査機関を活用した審査請求料の減額の仕組みを導入すべきである。すなわち、特許庁は、指定調査機関の申請を受けて、特許庁に対する調査と同様の先行技術調査役務の出願人への提供を業務とする指定調査機関（以下、「特定指定調査機関」という。）を指定することとする。当該特定指定調査機関が作成したサーチレポート（サーチ外注と同様の審査負担軽減が期待できるサーチレポート）を添付して審査請求を行う場合、出願人は審査請求料の減額を受けることができる制度を導入することとする。

なお、対話型外注は納品型外注と比べて審査負担軽減効果が大きいことから、特定指定調査機関が作成したサーチレポートを添付して審査請求が行われた出願についても、審査官が対話型外注（この場合、既に作成されているサーチレポートについて、作成者たるサーチャーから説明を受けるサーチ外注）に出すことができるようにしておくべきである。

以上のような指定調査機関の活用と審査請求料の減額は、出願・審査請求の厳選と審査処理の促進の双方の観点から望ましいことである。しかし、その実現にあたり、いくつか留意すべき点がある。

第一に、中立性、公平性、及び情報管理の問題である。前述したように、指定調査機関に今後、民間企業が参入して来る可能性がある。民間の指定調査機関が特定指定調査機関として審査請求前の出願の調査を行う場合に、中立性、公平性、秘密保持等に関し、少なからず懸念が示されている。このため、特定指定調査機関には、依頼人の信頼を失うことがないよう、例えば、特定の会社の子会社でないことなど、厳格な中立性、公平性を求めるとともに、厳格な情報管理についても環境を整えて

⁷ 前述脚注（18頁）参照

おく必要がある。

第二に、当面は大量に調査依頼を受けることができる特定指定調査機関が存在しないという問題である。今後、特許庁に対して、指定調査機関への新規参入を促し、全体としてのサーチ外注受注能力（キャパシティ）を大きくし、その余力を出願人の調査ニーズに回すことができるような状況になるべく早く創り出すことが求められる。

第三に、先行技術調査意欲の喪失の問題である。審査請求料の減額幅については、出願人自身による先行技術調査の奨励という政策目標を勘案した上で適切に設定する必要がある。なお、出願人が特定指定調査機関に払う額は、「民—民」の契約事項であって特定指定調査機関の間の競争に任せるべき事項であることに留意する必要がある。

なお、第156回国会における「特許法等の一部を改正する法律案」に対する附帯決議は、先行技術調査の奨励の観点から、出願人に先行技術調査を法的に義務づける制度の是非、及び、出願人による十分な先行技術調査を伴っている場合に審査請求料を減額する制度の是非についても検討することを求めている。

しかし、先行技術調査の義務づけについては、先般の特許法改正により特許関係料金体系を見直し（審査請求料の増額と特許料の減額等）そのことを通じて出願人による審査請求の適正化を促す方向を打ち出した現時点で、先行技術調査を新たに出願人の義務として課すことは適切ではない。特に中小企業等に更なる負担を負わせる点において先行技術調査の義務づけは導入が困難であると考えられる。

（注）出願人が自ら先行技術調査を行なった場合、又は指定調査機関以外の調査会社等を利用して先行技術調査を行なった場合に、その調査結果を添付した審査請求について審査請求料を減額する制度の導入については、このような出願人による先行調査結果は必ずしも客観性が担保されていないこと、仮にこうした場合にも審査請求を減額することとすると、その減額の前原資を確保するために、審査請求料等を再び引き上げる必要があること、客観性の担保のすべがないために、適正な調査の場合でもそうでない調査の場合でも、一律に審査請求料が減額されることとなり（したがって、特許庁の追加調査の必要が生じた場合のコストを出願人全体で負担することとなり）結果として出願人の間に負担の不公平が生じること、などの理由から、現時点での導入は適切ではないと考えられる。

（２）他国の特許庁の先行技術調査と審査請求料の減額

上記（１）の審査請求料の減額に付随して、外国の特許庁が行った先行技術調査結果を添付した場合の審査請求の場合についても、審査請求料の減額を行うことが考えられるのではないかと問題提起もなされたが、このような措置は、我が国出願人が外国の特許庁において受ける利益を考慮にいて、外国の特許庁と相互主義の原則の下で導入することが適当である。

日米欧三極特許庁（日本特許庁、米国特許商標庁、欧州特許庁）は、平成15年11月の会合において、他庁が行った先行技術調査の結果を利用することにより、審査負担軽減効果があることを確認し、ネットワークを通じた先行技術調査結果の効

率的交換を目指して互いに協力して情報システムを開発することを合意したところである。今後、三極特許庁間で先行技術調査結果の本格的な相互利用が進むことが期待されるが、このような共同作業の中で、他庁の先行技術調査結果活用による審査請求料の減額等について検討を進めることが適切であろう。

4．企業の先行技術調査に必要な特許関連情報の改善（後述）

5．弁理士の貢献

（１）出願人への特許戦略指導等

弁理士は、日本国特許庁に対する特許取得のための手続きを主業務としているが、他に、発明の発掘、特許取得及び事業化の可能性検討のための調査など手続きに先行する業務、並びに競業者の動向監視、及びライセンス供与など特許取得後の業務、さらには外国特許取得業務など企業の知的財産に関する支援を幅広く手がけている。

このような状況下で特に、特許戦略の体制整備の不十分な中小企業においては、適切なアドバイスの得られる専門家へのニーズが高まっており、弁理士は、特許有効活用に軸をおいた企業戦略や的確な特許権利化を図るような指導を積極的に行うべきである。また、あわせて、中小企業を対象とした料金減免制度や中小企業等特許先行技術調査支援事業制度（平成１６年度予算要求中）等の普及・活用についても、対象となる中小企業に対して助言・協力することが期待される。

先行技術調査に関連しては、出願人代理人としての弁理士の基本的な使命として、出願前段階において出願人が知っている先行技術情報を積極的に引き出したり、IPDL を用いた先行技術調査等により新規性の欠落する発明を事前に洗い出して無駄な出願や審査請求を避け、特許性の高い出願が確保されるよう努めるべきである。

（２）弁理士情報の提供

また、弁理士に関する情報（実績、得意分野等）が少ないために、中小企業や個人発明家を中心に、ニーズに見合った適切な弁理士を選択することが困難であるとの問題が指摘されていることに応え、出願人に対し弁理士を選択する際の参考情報を提供する観点及び弁理士の自己研鑽を促し弁理士業務活動の活性化を図る観点等から、弁理士・特許事務所に関する適切な情報が積極的に提供されるべきである。

そのため、日本弁理士会は、ホームページ上の「弁理士リスト検索システム」を再編・充実させ、弁理士の選択に有益な情報（例えば、所属弁理士、事務所員数、出願人、技術分野別出願件数、出願国別取扱件数、弁理士報酬についての考え方、先行技術調査についての考え方（検索手段、料金等）、その他（得意分野、特許戦略に関する考え方・指導実績、研修実績、等のPR）等を含む特許事務所情報）を、ユーザの利便性に配慮しつつ掲載することが期待される。

また、特許庁は、個人情報保護の観点に留意しつつ、どのような弁理士情報を公表・提供することが適切かを検討すべきである。

第3節 迅速・的確な権利付与のための基盤整備

1. 迅速・的確な権利付与に必要な人材基盤に関する行政機能の強化

知財制度を担っているのは「人」である。したがって、人材育成は、迅速・的確な特許審査を実現するにあたり極めて重要な課題である。

特許庁では、今日まで主として審査官を始めとする庁内職員の人材育成に努めてきたところであるが、そうした人材育成に関する蓄積や特許行政実務に関する情報等を特許庁に限らず外部の人材育成においても活用することができれば、迅速・的確な特許審査の実現に大きな効果を有することは確実である。

ただし、特許庁の保有するリソースは限られているため、当面の審査迅速化に向けた総合施策に関連する重要度の高い施策にプライオリティーを置きつつ、対応していく必要がある。

(1) 迅速・的確な権利付与に必要な研修機能の強化

大量の任期付審査官採用への対応

特許審査の迅速性と的確性を併せ実現するためには、直接審査を担当する審査官に関する人材育成が極めて重要である。これまでも、毎年着実に審査官の新規採用の確保に努めてきたところであるが、これら新規採用の審査官補（審査官資格を取得するまでの期間は審査官補と呼ばれる）の育成については、先輩審査官がOJT方式を採用しつつ、可能な限り早期に審査能力を向上させるべく努めてきたところである。

特許庁では、今般、滞貨の一掃を図るため、大量の任期付審査官を採用することとしている。これら任期付審査官は、最大10年間特許庁において勤務することを予定しているが、一定の実務経験を有していることを前提に、2年間の研修で審査官資格を得ることが期待されている（通常は4年間の審査官研修が必要）。通常の審査官の場合と同様、特許審査の迅速性と的確性を確保するためには、短期間ながら的確な人材育成が求められる。

他方で、大量採用が予定される任期付審査官の育成について、従来と同様に先輩審査官がOJT方式によってすべての育成を行う場合には、審査官全体の負担が大きくなり、審査の迅速化に悪影響を及ぼすことにもなりかねない。

このため、任期付審査官の人材育成にあたっては、審査・審判実務の経験者を含む外部人材の活用を図るなど、人材育成において業務の弾力性を発揮することができるよう、所要の体制整備を講じる必要がある。

外部の技術調査人材の育成への貢献

第1節3.(2)で述べた新たな指定調査機関の参入促進や、第2節3.(1)で

述べた特定指定調査機関が作成する調査報告書を出願人が添付した場合の審査請求料の減額など、重要施策を早期に実施し所期の効果を達成するためには、指定調査機関で先行技術文献調査を行う人材（以下「サーチャー」という）の育成が鍵となる。

従来、特許庁からの先行技術調査の外注は、財団法人 工業所有権協力センター（IPCC）のみが行っていた。IPCC において採用されるサーチャーについては、IPCC 自らが法定研修を実施すると共に、IPCC に在籍する指導者（主幹）が指導を行い、更に対話型外注による担当審査官とのコミュニケーションを通じて審査官のサーチノウハウを吸収することにより調査結果の効率化・品質の向上を図ってきたところである。

今後設立される指定調査機関においても、迅速・的確な特許審査に資する調査報告書を作成できる人材を確保することが必要である。

ただし、新たな指定調査機関の参入に当たっては、IPCC と異なり、内部に経験豊かな指導者が存在しない等のハンディキャップがあるため、IPCC の協力を得ることや、審査・審判実務経験者を含む外部人材の活用を図るなどの工夫を講じ、サーチャーの育成体制の整備を早急に図る必要がある。

日本弁理士会からの研修要請への対応

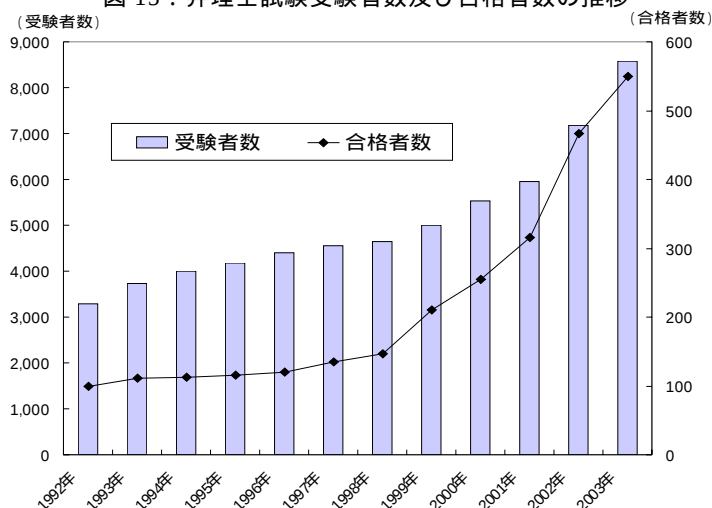
「推進計画」においても指摘されているとおり、迅速・的確な特許審査の実現のために弁理士が果たす役割は極めて大きい。特に、近年の弁理士試験の合格者の増加に伴い、新人弁理士を中心とした弁理士の育成が重要な課題となっている。

弁理士の育成は、基本的には弁理士会の責任において行うべきであるが、他方では、世界最高レベルの迅速・的確な特許審査の実現に向けた総合施策について弁理士の協力を得ることは必要不可欠であり、特許庁としても、弁理士の人材育成に一定程度の貢献をしていくことが求められる。

具体的には、審査官との交流機会の確保などが日本弁理士会から求められており、審査実務への影響等を勘案しつつ、一定の協力を行う方向で検討すべきである。

なお、弁理士の育成への協力にあたっては、外部人材の積極的な活用など、適切な体制整備を行うことが必要である。

図 15：弁理士試験受験者数及び合格者数の推移



(2) 迅速・的確な権利付与に必要な知財専門家の育成への貢献

知的財産関連人材の育成は「推進計画」の五本柱の一つであり、特許庁としても、特許行政実務に関する最新かつ実践的な情報を適切な形で発信し、人材育成に貢献していくことが求められている⁸。

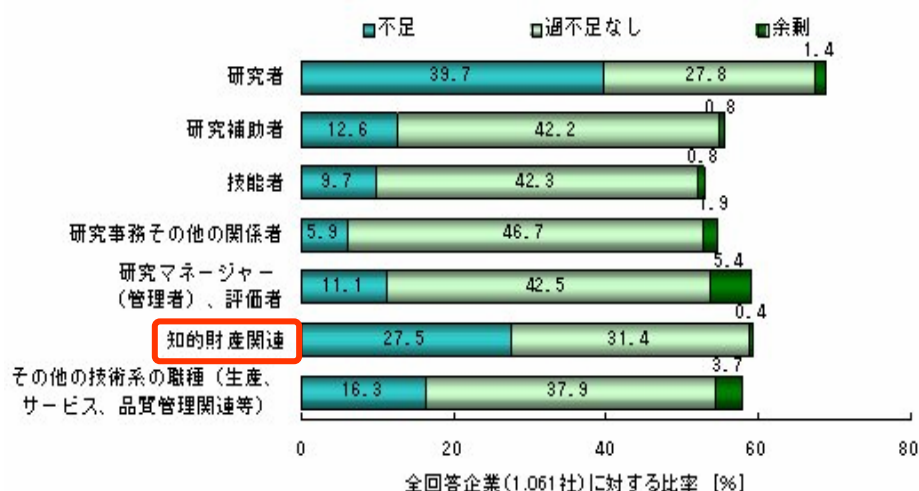
こうした人材育成施策は、中長期的には、迅速・的確な特許審査の実現にも大きな効果を有するものと期待される。

企業における知財専門家育成への支援

民間企業では、知財専門家の育成に向けた努力が今日まで行われてきている。これらの人材育成については、個別企業ごとに社内研修を実施している場合もあれば、外部機関（例えば日本知的財産協会など）が提供する研修機会を活用している場合もある。

こうした民間企業及び関係機関からは、特許庁に対し、最新の審査基準や新たな制度改正及びその運用など、審査事務処理プロセス全般にわたる人材育成への貢献について期待が寄せられているところである。

図16 科学技術関連人材の不足状況



(出所)文部科学省『民間企業の研究活動に関する調査報告』(2002年)

⁸ 第5章 人材の育成と国民意識の向上

あらゆる制度を支えるのは人である。「知的財産立国」の実現には、知的財産創造の担い手を育成することに加え、その権利化や紛争処理、知的財産ライセンス契約等の高度な専門サービスを提供する専門家の増員及び養成が急務である。

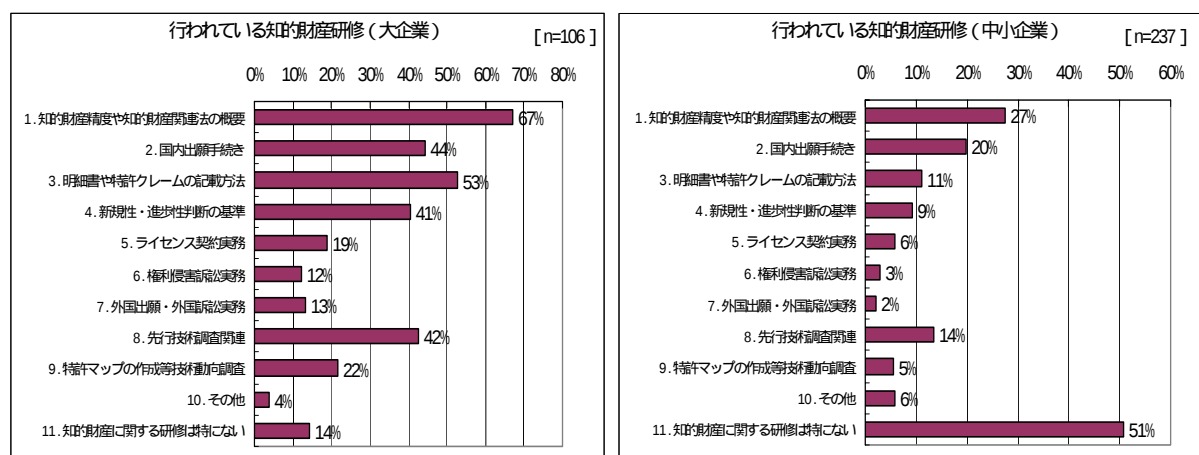
このため、以下の施策により、知的財産に強く国際競争力のある、弁護士・弁理士を始めとした専門人材の充実を進める。また、高度な知的財産専門人材を輩出すべく、質・量ともに充実した知的財産教育を推進するとともに、法律・技術・経営など各領域の知識に通暁した「融合系人材」の養成を推進する。さらに、知的財産教育を推進するために、知的財産実務に精通した学者・研究者を大量に養成することを目指す。

加えて、研究者、児童・生徒、大学生、社会人それぞれに対して知的財産に関するきめの細かい教育を行って国民の知的財産に対する理解を深めていく。

これらの要望については、可能な限り講師派遣等によって対応することが望ましいが、審査迅速化への対応が喫緊の課題であり、特許庁として十分な人的貢献を行うことには限度がある。したがって、次項において述べるとおり、適切なインストラクターを育成し派遣するなどの工夫が必要となる。

なお、中小企業等は、大手企業に比べ知財に関する人材育成機会に恵まれていない傾向にある。先般の料金体系の改革以来、中小企業等の知財戦略支援に関する要望が高まっていることを踏まえると、人材育成に関する行政機能の強化の一つとして、中小企業等における知財実務専門家の育成の支援を検討していく必要がある。また、こうした中小企業等の人材育成において使用した教材、カリキュラム、関連情報等を上記の一般企業への研修に活用することができれば、間接的に広範な人材育成面における貢献が期待できることになる。

図17 知的財産研修の実施状況(全国)



(出所)特許庁「知的財産関連の人材育成に関するアンケート」(2003年11月/12月実施)

知財専門家の育成に必要なインストラクターの養成

先述のとおり、特許庁が保有する人的リソースには限度があり、直接育成することのできる人材の規模は限定的な規模とならざるを得ない。

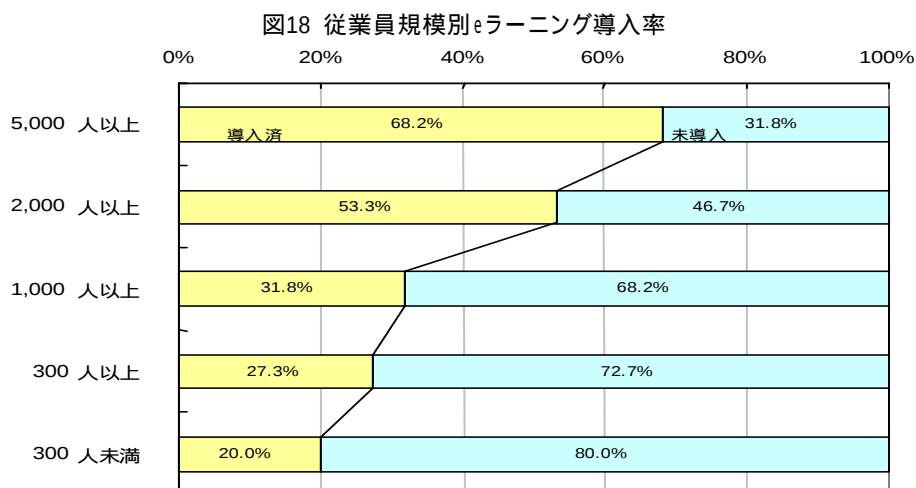
今後、民間企業や大学(法科大学院やMOT等を含む)など広範な分野において知財関連人材の育成に関するニーズが高まることが予想されていることから、そうした各分野におけるインストラクターに対し、特許庁が保有する最新かつ実践的な情報を提供することによって、広範な人材育成に貢献していく必要があると考えられる。

このため、特許行政経験者を含む中核的インストラクターに対し集中的に研修を実施し、そうしたインストラクターを講師として外部の要請に応じて各機関等に派遣する方法などの方策について検討する必要がある。

(3) その他の施策

IT を活用した人材育成の情報提供手法の確立

いつでもどこでも効率よく自己研鑽を図る手段として、e ラーニングが各方面において普及し始めている。審査官・審判官・事務官など特許庁職員への研修手段として、多様な研修機会の提供によって迅速・的確な審査・事務処理の実現に貢献すべく、e ラーニング手法の導入について積極的に検討する必要がある。



(出典) 先進学習基盤協議会「eラーニングに関するアンケート調査」(2002年12月)

また、特許実務に関する最新かつ実践的な情報は、特許庁の職員への研修に有効であるのみならず、民間企業や教育機関等における人材育成にも貢献しうるものである。将来的には、一方的に特許庁が特許行政実務に関する情報を提供するのみならず、民間企業や教育機関等が相互に情報発信する場を設置し、関係者間において相互に情報を交換しあうことにより、我が国全体の知財関連人材の育成に貢献していくことが期待される。

人材育成に関する官民協議会の設置

これまで述べてきたとおり、迅速・的確な特許審査の実現に向け、特許庁として人材育成施策に取り組むことが求められるが、他方において、

- ・ 特許庁の保有するリソースに限界があり、常に優先順位を設定した上で実行していく必要があること
 - ・ 民間機関等において現在でも研修事業が実施されており、民間に可能なものは民間に任せるとの原則に従って対応する必要があること
- 等の課題を十分に踏まえる必要がある。

このため、常に関係者と意見交換を行いつつ、人材育成施策に取り組んでいく必要があり、そうしたことを可能とする官民協議会を設置し、外部の意見の吸収に努める必要がある。

2．迅速・的確な権利付与に必要な情報システム基盤に関する行政機能の強化

(1) 出願・審査請求構造改革に向けた情報インフラの整備

出願・審査請求構造改革に関する諸施策を適切に実施していくためには、特許庁が保有する高付加価値情報をできる限り外部に対し提供していくとともに、指定調査機関等における情報システム基盤を整備・強化する必要がある。

指定調査機関における情報システム基盤の整備

新たに参入する指定調査機関においては、効率的な調査に必要な情報検索環境を整備する必要がある。今後、指定調査機関の増加が予想されることを踏まえると、こうした機関における情報検索を支える情報システム基盤の維持・構築が必要である。

企業の先行技術調査に必要な特許関連情報提供の改善

出願人等による研究開発段階からの先行技術調査の充実を一層支援すべく、官民の役割分担に留意しつつ、IPDL などを通じた情報提供について高速化を図ることとしている。今後とも、民間で実施している情報提供サービスとの関係を意識しつつ、外部ニーズの把握に努めるなど継続的に情報提供機能の改善を図って行く必要がある。

また、研究開発、出願・審査請求等各段階における十分な先行技術調査の実施を促進するため、研究者・技術者でも利用しやすい情報検索システムを大学、研究機関や技術力を有する中小企業等にも普及し、その活用を促す必要がある。具体的には、IPDL の利用を促進するとともに、特許文献の検索に精通していなくても効果的な検索が可能となる概念検索機能等を備えた商用オンラインによる検索サービスがより一層拡充し、付加価値の高い特許情報が手軽に利用できる環境を整備することなど、先行技術調査の促進に向けた方策を引き続き検討・実施することが期待される。

さらに、特許情報に精通した企業の知財部門が、より精緻で徹底した先行技術調査を実施できるよう、これまで特許庁が、F タームデータを始めとして特許庁の保有するデータを実費で提供してきたことに加え、それら特許庁保有のデータを、高機能かつ高速で検索できる情報検索システムを普及することも考えられる。

ただし、課題として、

- ・ このような情報検索システムを構築するのは高価であり、相当の効果が確認されない限り、民間企業における導入は躊躇されることが考えられること
- ・ 高度な情報検索システムを使いこなすためには、指定調査機関のサーチャーと同様の能力を有する人材が必要となること

などが挙げられるため、普及のために一定の対策を講じる必要がある。

このため、前述の人材育成施策と十分連携を図りつつ、こうした高度な検索システムを使いこなすための人材育成を一般企業の職員に対しても実施するなどの対策

を進める必要がある。また、独立行政法人工業所有権総合情報館（以下、「情報館」という。）や全国の情報館の地方閲覧室等においては、特許庁における審査官用端末と比べてもあまり遜色ないスピードでＦターム検索の一次文献の表示が可能な専用線 IPDL サービスが提供されている。こうしたサービスが効果的に活用されるよう、その有用性の普及に努めるなどの取組を進める必要がある。

（２）審査処理促進に向けた情報インフラの整備

情報システムの見直しによる審査・事務処理の効率改善

特許庁の審査・事務処理は、出願から権利の設定登録、公報発行に至るまで大部分がシステム化されている。情報技術の急速な進展を適切に審査・事務処理プロセスに導入することにより、更なる効率化を実現することができると考えられる。

特許庁では、現在２００４年３月末を目途にシステム最適化計画を策定することとしているが、最適化計画策定にあたっては、迅速・的確な特許審査の実現に向け最善のシステムのあり方を追求すべきである。なお、最適化計画の具体化を円滑に行うための体制整備も必要である。

機械翻訳機能の高度化による迅速・的確な特許審査の支援

国際出願が急速に増大する中で、英文での国際調査報告の作成など、審査業務負担は大きくなっている。他方、今後日米欧で審査関連資料の相互交換等が進められることになっており、国際的な出願に関する審査迅速化に資することが期待されている。

いずれの面においても、機械翻訳が果たす役割は大きなものとなっており、特に知財関連用語及び専門技術用語を含む文書の機械翻訳精度向上のためには、電子辞書の充実が重要な要素となる。産業界からも、国際的な出願が増加する中で、的確な権利の確保の観点から、電子辞書の充実と公開が求められている。

したがって、知財関連電子辞書の充実・公開に向け、産業界の協力を得つつ、検討を進める必要がある。

(3) その他の施策

海外への機械翻訳機能の提供

米国での特許権取得には、情報開示義務制度に基づき、日本特許庁等からの拒絶理由通知で引用された文献について、英文での情報提供が義務付けられており⁹、我が国出願人にとって当該翻訳が大きな負担となっているとの指摘がある。日本特許庁の審査・サーチ結果を自動的に翻訳して米国特許庁に発信することにより、我が国出願人の負担軽減に資するよう制度の運用緩和を米国に実現させるべく、ネットワークを通じた機械翻訳機能の充実を図る必要がある。

なお、ネットワークを通じた機械翻訳機能を活用して日本特許庁の審査・サーチ結果等を発信することは、海外の特許庁における審査の迅速・的確化を期待できるものである。

人材育成等における IT の活用

前述の人材育成施策における e ラーニング方式を導入にするにあたっては、特許庁の保有する情報システムの適切な活用が必要である。

また、特許等の制度に係る相談業務の充実、施策普及ツールとしてのインターネットの活用、平成 17 年度以降開始する予定のインターネットを活用したオンライン出願の機能向上による出願人の利便性向上など、IT の活用にも面的・戦略的に取り組んでいく必要がある。

⁹ 例えば、日本特許庁から拒絶理由通知を受けた場合、先行技術の引用文献及びその文献の英文訳等を情報開示陳述書（Information Disclosure Statement）に添付して提出しなければならない。

第5章 今後に向けた課題

1. 分割出願制度・補正制度の見直し

迅速・的確な特許審査の実現が、我が国産業の競争力の強化に大きく資するものであることは、第1章で既に述べた通りであるが、フロントランナーの戦略的な権利取得を支援すべく、出願人のニーズに応じた柔軟な特許審査を推進することも、同様に、我が国産業の競争力強化にとって重要であり、こうした観点からも特許制度を見直すことが求められている。

すなわち、我が国の特許制度においては、特許出願を分割することのできる時期が制限されているために、フロントランナーにとって戦略的な権利取得（例えば、セカンドランナーの状況を見た上での権利取得、あるいは標準化の動向に即応した権利の取得など）がアメリカの特許制度の場合に比べて難しいとの指摘がある。また、このように分割可能な時期が制限された現行制度の下で柔軟な権利設定の機会を確保するために、出願人は無駄な手続（例えば、分割の機会を得ることをもっぱらの目的とする拒絶査定不服審判請求）を行う場合があり、こうしたことが権利取得手続を非効率なものにしているのではないかと指摘もなされている。

また、我が国の特許制度では、一次審査の後に出願人が広範な補正を行なうこと（例えば、一次審査の前のクレームと補正後のクレームの間で「単一性」の要件が満たされていないような補正を行なうこと）が許されている。こうした制度は、特許制度の国際調和、審査負担の低減、及び初めから適切なクレームを記載する出願人とそうでない出願人の間の取り扱いの公平性等の観点から、見直しを図るべきであるとの提言がなされている。

本WGは、こうした問題提起や提言に基づいて既に検討を行っているが、議論の過程の中で、慎重に時間をかけて検討することがふさわしいと思われる新たな検討課題（例えば、戦略的特許のために、親出願と同一の発明を子出願として分割することを認めるか、我が国も継続出願を導入するかなど）が浮上し、また上記「補正の制限」については、単一性に関する法改正の下での新しい運用（平成16年1月施行）を見極めることが適切ではないかとの意見なども出された。また、補正制度と分割制度はお互いに密接に関連しているため、両者の関係を精査することも必要と考えられる。したがって、これらの検討課題について、今後更なる検討を行うべきである。

（参考）迅速・的確な特許審査に向けた弁理士の貢献について

日本弁理士会

今年度策定された「知的財産推進計画」によれば、「特許審査の迅速化」が掲げられて世界最高レベルの迅速・的確な審査の実現が求められており、さらに、「出願人のニーズに応じた柔軟な特許審査の推進」および「国際的な知的財産の保護および協力の推進」が掲げられている。特に、「特許審査の迅速化」の項において「適正な権利取得と明細書の充実等のために弁理士の役割は極めて重要であることから、日本弁理士会の理解と協力を得て、弁理士の果たすべき役割について検討を行い、2003年度末までに結論を得る。（経済産業省）」と記載されている。このようなことに鑑みれば、迅速・的確な特許審査の推進に日本弁理士会および弁理士が積極的に関与・貢献することが「知的財産推進計画」の推進の一助となるものであり、以下のような貢献策を図りたいと考える。

1．出願人への支援等による貢献

1) 先行技術調査支援（特許性の高い出願の確保）

- ・ 出願前段階において出願人が知っている先行技術情報を積極的に引き出したり、IPDLを用いた先行技術調査等により新規性の欠落する発明を事前に洗い出して無駄な出願（審査請求）を避けるよう指導する。

弁理士の基本的な職責と考えられ、既に多くの弁理士が行っていることとは考えられるが、さらに会員に周知して徹底する。

（年内に、弁理士会ジャーナルおよび電子フォーラムに掲載）

- ・ 民間における先行技術調査機関の一つとして、日本弁理士会による機関の設立を検討する。特許庁による指定調査機関の制度の検討と並行して、日本弁理士会においても設立可能性を検討中である。

（民間調査機関設立検討委員会において年内に方向性を決定予定）

2) 関連外国出願における審査情報の提供

- ・ 関連外国出願がある場合には、その引用文献、サーチレポート等の審査情報を提出する。また、タイミングが合えば、また、出願人の同意の下、これを意見書・補正書に反映させる。

現在のシステムでは意見書、上申書等による提出が考えられ、このようなことを行うように会員に対して通知要請（年内に弁理士会ジャーナルおよび電子フォーラムを介して通知要請）する。

3) 特許戦略指導（出願人への企業戦略指導）

- ・ 特に中小企業を中心として、特許有効活用に軸をおいた企業戦略を練り、的確な特許権利化を図るよう指導する。
- ・ 実施関連発明等について早期審査請求制度の活用も検討し、特許権利化の優先度に応じた適切且つ迅速な審査が進むようにする。

早期審査請求制度の利用促進を図るべく、例えば、年内に弁理士会ジャーナルおよび電子フォーラムを通して広報を行う等、支援および広報活動を進める。

4) 中小企業支援

中小企業が迅速且つ的確な特許権を取得できるような支援・協力活動を行う。また、特許庁の施策としての中小企業支援活動にも積極的に協力する。

- ・ 料金減免制度の内容説明（広報活動）を行い積極的な活用を促す。
（例えば、特許庁の料金減免制度説明パンフレットを配布、中小企業向けポスターを作成配布するなどの広報活動を年内に開始する。）
- ・ 中小企業に対する相談体制の整備強化を図る。
（例えば、弁理士会支援センターの活動等を通じた弁理士過疎地域での相談体制の充実、弁理士会相談所（東京、名古屋、大阪、福岡）の積極活用策の検討等）
- ・ 中小企業等特許先行技術調査支援事業制度（特許庁が次年度予算要求中）を活用して、中小企業が適切に先行技術調査等を行って、真に有効な特許取得ができるよう支援する。
- ・ 先月（10 / 18）に行った鹿児島でのタウンミーティングに次いで、来年1月に福岡でもタウンミーティングを開催予定であり、このような施策を来年以降も継続して中小企業の知的財産に対する啓蒙活動を行う。

5) 弁理士（特許事務所）情報の提供

- ・ 日本弁理士会HPの「弁理士リスト検索システム」を再編・充実させ、出願人が弁理士を選定するための必要な情報を利用し易くなるように整備する。
その際、現在の弁理士毎の情報検索システムに加え、例えば次のような項目を掲載した特許事務所単位の情報を提供することも検討していく。なお、これらの例示項目は、会員の自発的意思に基づく情報の提供を前提として検討する。

所属弁理士
事務所員数
クライアント
技術分野別出願件数
出願国別取扱件数
弁理士報酬についての考え方
先行技術調査についての考え方（検索手段、料金等）
その他（得意分野、研修実績、等のPR）

2. 審査・審理段階での貢献

1) 担当弁理士の明確化

- ・ 「特許戦略計画」（平成15年7月）において既に言及されているが、特許審査の迅速・的確化（内容に応じたきめ細かい審査）の観点から、各出願毎に

その担当弁理士を明記して、審査官と代理人との意志疎通を図る。
(担当弁理士の記載表示方法が確定次第、弁理士会ジャーナルおよび電子フォーラムを介して会員に通知する。)

2) 審査官・審判官と弁理士の信頼感の醸成 (審査官・審判官との意志疎通)

- ・ 弁理士は、審査官・審判官からの技術説明、面接等の要請に対して積極的に対応する等、相互の信頼感の醸成を図り、審査の的確化・迅速化の向上に貢献することを目指す。

具体例 (以下の事項について、年内に弁理士会ジャーナルおよび電子フォーラムを介して会員に周知する)

- ＜ 審査官、審判官と弁理士の面接、電話・FAXによる打ち合わせを行って、補正案に合意した場合はその合意内容に沿った手続きを行う (互いの信頼感の維持、向上を図る) 。

- ＜ 手続補正書における補正箇所アンダーライン (特許法施行規則様式第13の備考6) の徹底、並びに、補正が適法であることの意見書における説明 (新規事項でないこと、限定的減縮であること等) の徹底を図る。

- ＜ 審査官、審判官の要請に応じて、クレーム数が多く複雑な出願等について、クレーム相関図やクレームの記載と発明の詳細な説明の欄の記載箇所の対応表等の説明を行ったり、出願の分割の際、分割が適法に行われていること、及びもとの出願と分割出願の特許請求の範囲との関係 (系統図) の説明を行ったりする。

(注) この説明も上申書によることが考えられる。

3) 外国出願明細書の適正化

外国からの出願 (パリ条約の優先権に基づくもの) については、弁理士の技術的・法律的専門性を生かして内容を検討し、出願人の意向を踏まえつつ、日本の制度・運用に整合する明細書を作成する。また、誤訳等原文に起因しない事項で弁理士のみで対応できる拒絶理由通知については迅速に対応するよう努力する。

3 . 弁理士の自己研鑽を通じた貢献

1) 弁理士の研修・人材育成

- ・ 新人弁理士の大幅増や、弁理士の専門能力への期待が高まる中、弁理士の継続的な研修・人材育成が重要な課題である。このため、適切な明細書の書き方、先端技術、審査官との討論研修など、新人弁理士・ベテラン弁理士等対象者に応じた研修を、特許庁との協力の下、弁理士・ユーザのニーズを踏まえつつ継続的に実施していく。

次年度はe - ラーニング手法の導入を検討しており、大幅増加する新人弁理士の研修等を幅広く且つ効率良く行いたい。

2) 出願人に信頼される弁理士の育成

弁理士数が大幅に増加する中、弁理士会の自治組織としての機能を更に充実させ、弁理士及び弁理士会に対するユーザの信頼性の維持・向上を図る。

- ・ 現在の弁理士会の苦情相談体制を充実し、依頼者とのトラブル、苦情に対するより迅速かつ適切な対応を図る。特に、現在の苦情相談の多くを占める事件受任時の説明不足等によるトラブルの発生防止を図るべく、会員の指導を行う。
(トラブル防止のための注意書を10月号弁理士会ジャーナルにより配布済みであるが、今後も継続的に配布したい。また、全弁理士が倫理研修を5年毎に継続して受講することが弁理士会例規で規定されており、規定通り実施する。)
- ・ 既に発行済みである会員処分事例集を適宜改編し、また苦情事例集を作成して会員配布して周知を図り、弁理士、弁理士業界に対する信頼と透明性の確保に努める。
(苦情事例集については年内に作成を開始する。)
- ・ 特許庁と協力して記載不備や方式不備等が顕著に多い弁理士をフォローしつつ、場合によっては個別に指導等を行う。

4. 弁理士の貢献に関連して特許庁への要望

以上述べた日本弁理士会および弁理士としての貢献策を実現するには出願人および特許庁との緊密な連携が必須であり、上記貢献策の実現のため、特許庁に対して下記のようなことをお願いしたい。

1) 中小企業支援に対する協力

- ・ 中小企業等特許先行技術調査支援事業制度(特許庁が次年度予算要求中)プログラムの普及等、中小企業支援策について、特許庁の全面的な支援をお願いしたい。
(例えば、中小企業・個人発明家から特許庁、全国の経済産業局の特許室等に弁理士の紹介依頼があった場合等は、弁理士会への情報提供をお願いしたい。)
- ・ 料金減免制度のより一層の活用を図るためにも、その制度を利用することが簡単且つ容易となるような方策の検討をお願いしたい。
(現在の制度ではまだ利用が容易とは言えない点がある。)

2) 先行技術調査の提示に応じた審査請求費用減免

- ・ 先行技術調査は出願人側にとって付加的な費用負担となる可能性が大きいものであり、適切な先行技術調査(特に、指定調査機関による先行技術調査が可能となったときでのこの指定調査機関による調査)を行った場合には審査請求費用を一部減免するなど、先行技術調査が積極的に行われやすい制度を検討して戴きたい。
- ・ なお、早期審査請求を行うときには先行技術を示した上でそれとの特許性の見解を記載した事情説明書が提出されるものであり、出願時の明細書における先行技術開示内容等に応じて事情説明書を簡略化することを検討して戴きたい。また、事情説明書が指定調査機関により調査報告に基づくなど、客観性・公平性が担保される範囲で審査に利用可能である場合には、審査請求費

用の一部減免を考慮することも検討して戴きたい。

3) 使い勝手の良い出願制度

- ・ 補正の要件、分割要件の見直し

第三者との公平が担保される範囲内で利用し易くなるように補正要件、分割要件の見直しの検討をお願いしたい。

なお、補正要件については新規事項の判断基準改訂がなされようとしているため、今後における改訂基準の運用の推移を見つつ、また諸外国の補正要件の基準と対比しつつ、必要に応じて検討をお願いしたい。

なお、このような趣旨からみて、従来から弁理士会が要望している継続出願、一部継続出願の導入についても再度積極的な検討をお願いしたい。

4) 進歩性判断に関する国際調和

上述のように「関連外国出願における審査情報の提供」を提案しているが、同一発明について日本の特許庁と外国の特許庁とにおいて、進歩性の判断が統一されるような検討をお願いしたい。

5) 人材育成に対する協力要請

新規登録弁理士の研修等、弁理士の人材育成は重要課題であり、弁理士会研修所において鋭意努力しているが、弁理士試験合格者増加への対応が難しくなっており特許庁における研修への弁理士の参加枠増加等、特許庁の協力をお願いしたい。

5. 特許庁における総合的取り組みによる審査促進についての要望

「知的財産推進計画」に対応して特許庁においても「特許戦略計画」を策定して審査の迅速化を図っていることは承知しているが、この計画において、審査効率化を含めた総合的取り組みによる審査促進を是非とも積極的に推進することを要望する。

以上